

「障害」の「害(がい)」の字の記載について

1 これまでの経緯

《現状》

○法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、かながわ憲章や既存計画（障がい者計画・障がい福祉計画）では、平仮名で記載している。

《理由》

- ①「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、障がい者の人権をより尊重するという観点から、平仮名で記載。
- ②ひらがな表記により、ただちに共生社会やノーマライゼーションの理念が浸透するわけではないが、「ともに生きる社会かながわ」の実現に向け、県民の意識醸成にもつながるなど、障がいへの理解を深める取組みとして、平仮名で記載。

2 平仮名から漢字記載を検討するに至った経緯

- ①障がい当事者から、平仮名の「がい」ではなく、漢字の「害」での記載の希望が出た。
- ②「当事者目線の障害福祉推進条例」は、県の行政文書管理規程に基づきすべて漢字で記載していることから、条例に揃え漢字で統一することを検討する必要が生じた。

3 これまでの意見

《障害者施策審議会》

- どちらでも良いが、漢字とひらがなの両方が混在し、統一性が無いことは問題。
- 知事との対話の際、障害当事者の皆は「ひらがなではなく、漢字が良い」と発言している。
- 漢字の「害」の字よりも、ひらがなの「がい」のほうが和らぐが、「障害者」という言葉自体を考えて欲しい。

- くに しょうがいしゃせいさくいいんかい とういつ けんかい しめ
○国の障害者政策委員会でも、統一の見解は示されていない。
- とうじしゃめせん してん とうじしゃ かたがた いけん うかが よ
○当事者目線の視点であれば、当事者の方々の意見を伺うのが良い。

だんたいいけん 《団体意見》

- じょうれい ふきゅう ひ つづ きかい もう
○条例の普及とあわせて、引き続きヒアリングの機会を設けていく。

4 こんご ほうこうせい 今後の方向性

- げんじてん さだ とうけいかく じょうれい もと けいかく とういつせい
○現時点で定めるものではないが、当計画は条例に基づく計画であり、統一性の
- かんてん けいかくあん かん ひょうき かんじ きさい かんが
観点からも、計画案に関する表記は「漢字」で記載したいと考えている。